

平成 2 0 年度公共事業の評価に関する意見書

平成 2 1 年 1 月 2 8 日

京都市公共事業評価委員会

平成 21 年 1 月 28 日

京都市長 門川 大作 様

京都市公共事業評価委員会

委員長 嘉門 雅史

平成 20 年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 12 月 25 日に設置された。

本委員会は、平成 10 年度から 19 年度までの間に再評価と事後評価の対象となった 103 事業に対して審議を行い、意見を述べた。本年度は、平成 20 年 12 月 19 日までに、再評価の対象となった 20 事業について、3 回の委員会審議と現地視察を行った。

審議の結果、本委員会の意見を下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として評価を進めるとともに、公共事業の推進に当たっては、関係者の合意形成並びに効率性及び実施過程の透明性の向上に一層努めるよう求めるものである。

記

1 本委員会における審議経過

今年度は、別紙 1 の補助事業 18 事業、単独事業 2 事業が再評価の対象となった。

再評価対象事業のうち 3 事業については、事業採択後 10 年間を経過してなお継続中であり、また、廃棄物処理施設整備に係る 2 事業については、事業採択後 5 年間を経過して、なお継続中であるので再評価を行った。また、残り 15 事業については、平成 10 年度、又は平成 15 年度に再評価を行い、本委員会において「事業継続」は妥当で

あると判断した事業であるが、再評価実施後５年間又は１０年間を経過した今年度も、まだ継続中であることから再々評価を行った。

本委員会は、京都市から各事業の内容と対応方針（案）の説明を受け、その妥当性について詳細に審議を行い、その結果を取りまとめた。

なお、平成１０年度から１８年度までに再評価を行い現在も継続中である別紙２の２２事業について、平成１９年度までの実績等の報告を受けた。平成１９年度以後に再評価を行った事業についても、引き続き報告を受ける予定である。

２ 全体についての意見

再評価の対象となった２０事業のうち、審議の結果、事業を継続することが妥当であると判断した１９事業は、市民生活の向上や安全性の確保の上から、早期の完成が望まれる。

休止となった１事業については、今後予定されている事業の計画などを含め、総合的な視点で取組を検討していただきたい。

なお、公共事業評価の対象となる事業は多岐にわたることから、費用便益の算定手法などもそれぞれに異なり、それらの表現を統一することは困難な面もあるが、より分かりやすい評価調書になるよう様式の改善を検討していただきたい。

また、まちづくりはハード事業だけで成り立っているのではなく、ソフト事業や民間、住民などによる様々な取組により成り立っている。

公共事業を評価するに当たっては、個別のハード事業だけをとりあげて評価するのではなく、それらの関連事業を含めた総合的な視点で評価する必要がある。

今後は関連事業を含めた事業全体の位置付けや必要性などを具体的に評価調書に示すとともに、事業の推進に当たっては関連事業と整合を図りながら取組を進めていただきたい。

また、廃棄物処理施設は環境省の再評価実施要領に基づき、事業採択後５年を経過して実施中の事業を再評価の対象としているが、環境影響評価などの手続きの期間を考慮すると５年以内に事業が完了するのは難しいと思われる。

本委員会からの意見として、廃棄物処理施設の評価対象期間を他の公共事業の評価対象期間に併せ、事業採択後10年を経過して実施中の事業を対象にするよう環境省に申し入れていただきたい。

3 個別事業に対する意見

(1) 街路事業 竹田街道

本事業は、広域幹線道路ネットワークを形成する京都高速道路へのアクセス強化と竹田街道十条交差点の交通混雑の解消を図るため、河原町十条交差点と竹田街道久世橋交差点を結ぶ都市計画道路を整備するものである。

関連事業である京都高速道路「久世橋線」斜久世橋区間の完成が平成22年度に延長されたことから、本事業もその影響により遅れが生じていたが、用地の先行取得率は既に91.9%に達している。広域交通体系のアクセス強化を図るため、関連する斜久世橋区間と調整を図りながら着実に事業を継続させる必要があることから「事業継続」は妥当であると判断した。

今後は、本事業や京都高速道路等の関連事業による影響や効果などについて事後評価により十分に検証を行い、各種事業の計画などに反映させていただきたい。

(2) 街路事業 京阪本線淀駅付近立体交差化事業

本事業は、踏切の遮断が周辺地域の円滑な交通の妨げとなっている京阪本線淀駅付近において、淀駅を含めた鉄道を高架化し踏切を3箇所除却することにより、交通渋滞の緩和と安全性の確保を図るとともに、併せて関連側道を整備することにより、周辺地域への環境影響の緩和及び生活道路として利便性の向上を図るものである。

除却される踏切は京阪本線の中でも特に遮断時間が長い踏切であり、地元からも早期完成に大きな期待が寄せられている。

さらに時間を要していた用地買収も既に完了し、今後は順調に事業が進ちよくする見込みであることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(3) 街路事業 深草大津線

本事業は、京都市南部の伏見区深草地域と東部の山科区勧修寺地域を結ぶ深草大津線について、ＪＲ奈良線の複線化事業に併せ、その前後の区間を拡幅することにより、交通車両の円滑化を図るとともに歩行者通行の安全確保、地域住民の生活環境の向上に資するものである。

平成１４年度までの取組により、事業区間の大部分は既に供用開始されているが、一部の区間について、買収予定地の反対側を流れる河川の境界確定が難航している。そのため、買収予定地について部分的に分筆することができないか法務局に相談を重ねているが、それも認められていない。

残事業区間の整備に向けて取組を進めてきたが、残区間においても、車道幅員は片側３．０ｍ確保されており、また、連続した歩道空間が確保されるなど、これまでの整備により、ほぼ事業効果は発現されていることから、「事業休止」は妥当であると判断した。

なお、今後予定されている次工区の整備計画や近接する七瀬川の事業計画などを含めた総合的な視点で今後の取組を検討していただきたい。

(4) 河川事業 白川

本事業は、流下能力が小さいことから、大雨による災害を幾度となく引き起こしている白川について、河川断面の拡幅や地下分水路の整備により流下能力の向上を図るものである。

今出川分水路が暫定放流されたことで、治水安全度の一定の向上を図ることができたが、白川周辺には文教地区や公共施設などが点在しており、白川が氾濫すると広範囲にわたり浸水被害をもたらす恐れがあることから「事業継続」は妥当であると判断した。

なお、本事業は事業延長が長く、事業完了までに時間を要することから、残る事業区間のうち、より事業効果や費用便益比の高い箇所から重点的に整備することができるよう検討を重ね、今後の方針を示していただきたい。

(5) 河川事業 西羽束師川支川改修工事

本事業は、桂川右岸一体に広がる田園地帯の雨水等を桂川に注ぐ西羽束師川支川について、その流域全体の排水能力が低く、また、近年の急激な都市化による雨水流出量の増加により、浸水被害が発生していることから、早期に改修を行い、治水効果の発現を図るものである。

事業の選択と集中により、関連する他事業を集中的に整備してきたことや用地買収に時間を要していたことから、事業の進ちよくが遅れていたが、現在は事業に対する地元の期待も高く、また、理解や協力が得られており、災害に強いまちづくりの観点から重点的に河川改修を推進していく必要があることから「事業継続」は妥当であると判断した。

事業の推進に当たっては、より事業効果の高い箇所から重点的に整備していただきたい。

(6) 土地区画整理事業 二条駅地区

本事業は、ＪＲ山陰本線の連続立体交差化事業により廃止された、二条駅の広大な貨物ヤード跡地を活用し、都市施設の整備及び宅地利用の増進を図るとともに、地域の活性化や公共の福祉の増進に資するものである。

換地設計の縦覧時に、地元から提出された意見書の処理や協議に日時を要したことなどにより事業の進ちよくが遅れていたが、事業の進ちよく率が９８．９％に達するなど、事業は既に最終段階にあることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(7) 土地区画整理事業 伏見西部第三地区

本事業は、「京都国際文化観光都市建設計画」に基づき、宅地の利用増進や健全な市街地の形成を図るため、広路４（油小路通）などの都市計画道路をはじめ、区画道路や水路などの公共施設を整備するものである。

事業計画の見直しや合意形成などに時間を要していたが、都市計画道路はすべて完成しており、また、仮換地の指定率が96.9%に達するなど、事業は最終段階を迎えている。さらに、地権者からも事業の早期収束を強く求められていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(8) 土地区画整理事業 伏見西部第四地区

本事業は、「京都国際文化観光都市建設計画」に基づき、宅地の利用増進や健全な市街地の形成を図るため、Ⅰ・Ⅲ・46（外環状線）などの都市計画道路をはじめ、区画道路や水路などの公共施設を整備するものである。

地権者との合意形成に時間を要していたが、事業の早期完了を図るため、地権者や地域住民とともに事業計画の見直しを進めており、今年度中には計画の変更案が策定される見込みであることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

(9) 廃棄物処理施設整備事業 焼却灰溶融施設整備事業

本事業は、「京都市循環型社会推進基本計画」に基づき、将来の最終処分量削減及び再生利用率の向上を図るため、焼却灰を減容、安定化するとともに、生成される溶融スラグ等の有効利用を図ることにより、環境の保全を目指すものである。

建築工事の契約に時間を要したため、事業の進ちよくが遅れていたが、溶融プラント機器の工場製作がおおむね完了するなど、事業進ちよくの見込みが立っていることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

(10) 廃棄物処理施設整備事業 南部クリーンセンター第二工場

建て替え整備事業

本事業は、「京都市循環型社会推進基本計画」に基づき、将来に発生するごみ量に対し、その処理能力を確保するため、平成18年度に休止した南部クリーンセンター第二工場を建て替えるものである。

今後、東部クリーンセンターが耐用年限を迎えることから、その代替施設が必要となるが、本事業以外にごみを処理する代替の方法や施設はなく、本事業は生活環境の保全や公衆衛生の向上必要不可欠であることから「事業継続」は妥当であると判断した。

- (11) 下水道事業 鳥羽処理区下水高度処理施設整備事業
- (12) 下水道事業 吉祥院処理区下水高度処理施設整備事業
- (13) 下水道事業 伏見処理区下水高度処理施設整備事業
- (14) 下水道事業 山科処理区下水高度処理施設整備事業

これらの4事業は、大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に基づき、閉鎖性水域である大阪湾における、富栄養化による水質悪化の改善を図るため、従来までに整備された二次処理施設の改築・更新時期に併せて計画的に高度処理化を推進するものである。

淀川及び大阪湾における水質の改善を推進するには、流域の各自治体が連携して取り組む必要があり、京都市にも積極的な取組が求められている。

また、富栄養化の原因である窒素やリンを除去する高度処理は、水質改善の方策として有効な手段であり、計画的に推進する必要があることから「事業継続」は妥当であると判断した。

- (15) 下水道事業 新川排水区浸水対策事業
- (16) 下水道事業 西羽束師川第2排水区浸水対策事業

これら2事業の区域は、市街化の進行に伴う雨水浸透面積の減少により、雨水流出量が増加しているにもかかわらず、河川や排水路の能力が不足していることから浸水被害が発生しており、その対策として排水路の改修や雨水幹線の新設、雨水調整池を整備するものである。

浸水被害を解消し、より安全で安心な都市環境を実現するには、下水道による浸水対策を着実に推進することが重要であることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(17) 下水道事業 東山地域合流式下水道改善対策事業

(18) 下水道事業 伏見大手筋地域合流式下水道改善対策事業

これら2事業の区域は、汚水と雨水を同一の管きよで処理する合流式下水道が整備された地域であるが、管きよ能力の不足による浸水の発生や、降雨時に未処理下水が公共用水域に流出することが問題になっていることから管きよの能力を向上させるとともに、降雨初期の汚濁下水を貯留し、河川に流出する汚濁負荷を軽減させるため、増補幹線等を整備するものである。

下水道法施行令において、平成35年度までに合流式下水道の改善対策を完了することが義務づけられており、また、浸水被害を解消し、より安全で安心な都市環境を実現するには、下水道による浸水対策が重要であることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(19) 住宅地区改良事業 崇仁北部第三地区

(20) 住宅地区改良事業 崇仁北部第四地区

これらの2事業は、住環境の改善を図るため住宅地区改良法に基づき、地区内の用地取得、不良住宅の除却、改良住宅等の建設、道路や公園などの公共施設を整備するものである。

バブル経済崩壊などの影響を受け用地取得に時間を要していたが、崇仁北部第三地区においては、既に改良住宅の建設が終了するなど事業は進ちょくしている。

事業の遅れなどの影響により両地区とも若年層を中心に人口の流出が激しいことから、地域の活性化を図る必要がある。

今後は用地の有効活用、独居の高齢者等に対する居住支援などの柔軟な取組について検討を行い、その取組を進めていくことから、「事業継続」は妥当であると判断した。

平成20年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 ② 事業採択後10年間（環境衛生施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
 ③ 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
 ④ 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単*	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	事業進捗率**	審議結果
街路事業	1	補	竹田街道	延長 L=220m 幅員 W=36.0～45.0m	H11	②	10	18	「事業継続」 は妥当である。
	2	単	京阪本線淀駅付近 立体交差化事業	延長 L=2,020m	H11	②	10	50	「事業継続」 は妥当である。
	3	補	深草大津線	延長 L=270m 幅員 W=12m	S62	③	22	98	「事業休止」 は妥当である。
河川事業	4	補	白川	延長 L=4,920m	S61	③	23	72	「事業継続」 は妥当である。
	5	補	西羽束師川支川改修工事	延長 L=2,000m	S61	②	23	61	「事業継続」 は妥当である。
土地区画整理事業	6	単	二条駅地区	面積 A=13.2ha	S63	③	21	99	「事業継続」 は妥当である。
	7	補	伏見西部第三地区	面積 A=104.5ha	S59	③	25	80	「事業継続」 は妥当である。
	8	補	伏見西部第四地区	面積 A=116.7ha	S62	③	22	24	「事業継続」 は妥当である。
廃棄物処理施設整備事業	9	補	焼却灰溶融施設整備事業	施設規模 330t/日 溶融式ロータリー溶融式	H16	②	5	67	「事業継続」 は妥当である。
	10	補	南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業	焼却施設 500t/日 選別資源化施設 180t/日 バイオガス施設 60t/日	H16	②	5	0.9	「事業継続」 は妥当である。

* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

* * 事業進捗率は平成19年度末の予算執行額の全体事業費における割合を示す。

種 別	番 号	補 単 *	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	経過 年数	事業 進捗 率**	審議結果
下水道事業	11	補	鳥羽処理区下水高度 処理施設整備事業	面積 A=8,200ha 処理能力 975,000m ³ /日	H2	③	19	34	「事業継続」 は妥当である。
	12	補	吉祥院処理区下水高度 処理施設整備事業	面積 A=590ha 処理能力 114,000m ³ /日	H5	③	16	89	「事業継続」 は妥当である。
	13	補	伏見処理区下水高度 処理施設整備事業	面積 A=1,920ha 処理能力 155,000m ³ /日	H7	③	14	49	「事業継続」 は妥当である。
	14	補	山科処理区下水高度 処理施設整備事業	面積 A=2,040ha 処理能力 133,000m ³ /日	H12	③	9	32	「事業継続」 は妥当である。
	15	補	新川排水区 浸水対策事業	面積 A=143ha	S61	③	23	6	「事業継続」 は妥当である。
	16	補	西羽束師川第2排水区 浸水対策事業	面積 A=97ha	H8	③	13	72	「事業継続」 は妥当である。
	17	補	東山地域合流式 下水道改善対策事業	面積 A=1,255ha	S61	③	23	94	「事業継続」 は妥当である。
	18	補	伏見大手筋地域合流式 下水道改善対策事業	面積 A=272ha	H7	③	14	11	「事業継続」 は妥当である。
住宅地区改良事業	19	補	崇仁北部第三地区	面積 A=2.73ha	S58	③	26	90	「事業継続」 は妥当である。
	20	補	崇仁北部第四地区	面積 A=7.06ha	S60	③	24	54	「事業継続」 は妥当である。

* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

* * 事業進捗率は平成 19 年度末の予算執行額の全体事業費における割合を示す。

平成 20 年度 フォローアップ対象事業一覧表

再 評 価 実 施 年 度	補助单独	種 別	番号	事 業 名	備 考
平成 18 年度	国庫補助事業	河 川 事 業	1	七瀬川	
	京都市单独事業	街 路 事 業	2	西小路通	
	国庫補助事業		3	I・III・25 鴨川東岸線 (第2工区)	
平成 17 年度	京都市单独事業	街 路 事 業	2	国鉄嵯峨駅北通	
			3	山陰街道	
	国庫補助事業		4	向日町上鳥羽線 (第二工区)	
			5	8・7・6 深草疏水通	
	京都市单独事業	道 路 事 業	6	主要地方道大原花背線 (北部周辺地域整備事業)	
		土 地区画整理事業	8	上鳥羽南部地区	
			9	竹田地区	
平成 16 年度	国庫補助事業	道 路 事 業	1	一般国道477号(大布施拡幅)	
			2	宝が池通	
	京都市单独事業	街 路 事 業	3	向日町上鳥羽線 (第一工区)	
			4	葛野西通	
			5	大原通	
			6	新十条通(伏見工区)	
			7	新十条通(山科工区)	
	国庫補助事業	河 川 事 業	8	新川	
			9	旧安祥寺川	
	京都市单独事業	土 地区画整理事業	10	洛北第二地区	
平成 15 年度	京都市单独事業	都市公園事業	1	久我橋東詰公園整備事業	
平成 10 年度	京都市单独事業	街 路 事 業	8	I・III・18 十条通	完了

参 考 資 料

1 京都市公共事業評価委員会委員名簿

2 京都市公共事業評価委員会審議日程

1 京都市公共事業評価委員会委員名簿（平成20年4月1日～）

（敬称略，五十音順）

副委員長	伊多波 良雄	同志社大学経済学部教授
	岩崎 義一	大阪工業大学工学部教授
委員長	嘉門 雅史	京都大学名誉教授
	小伊藤 亜希子	大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授
	佐伯 久子	京都市地域女性連合会副会長
	須藤 陽子	立命館大学法学部教授
	高山 良雄	京都新聞社論説委員（平成20年9月30日まで）
	塚本 眞理	京都商工会議所女性会副会長
	十倉 良一	京都新聞社論説副委員長（平成20年10月1日から）

2 京都市公共事業評価委員会審議日程

区 分	開催年月日	審 議 内 容
第1回	平成20年7月1日	・平成20年度フォローアップ対象事業の報告 ・平成20年度再評価対象事業の 事業概要及び対応方針（案）の説明
第2回	平成20年7月28日	・平成20年度再評価対象事業の 事業概要及び対応方針（案）の説明
第3回	平成20年12月19日	・平成20年度再評価対象事業の 事業概要及び対応方針（案）の説明